## 議第8号

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

## 提案理由

被災地支援業務手当を支給するため改正しようとする。

## 高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和53年高山市条例第31号)の一部を次のように 改正する。

改 正 前			改 正 後					
別表(第2条関係)			別、	別表 (第2条関係)				
種類	手当の支給を	手当の額			種類	手当の支給	を手当の額	
	受ける職員					受ける職員		
(1)の部・(2)の部 (略)				(1)の部・(2)の部 (略)				
(3) 医師手当	アの項~ウの巧	アの項~ウの項 (略)			(3) 医師手当 アの項~ウの項 (略)			
	工 特別加算	市長が別に定				工 特別加	第 市長が別に定	
		める額					める額	
				<u>(4)</u>	被災地支	異常な自然	現 1日 1,0	
				担	<u> </u>	象若しくは	大 80円(当該	
						規模な事故	に 業務が夜間に	
						より重大な	災 行われた場合	
						害が発生し	<u>、</u> にあっては、	
						又は発生す	る <u>当該額に10</u>	
						おそれがあ	る 0分の50に	
						場合に、本	市相当する額を	
						の区域以外	<u>の</u> 加算した額)	
						地域におけ	る を超えない範	
						災害応急	対 囲内で市の規	
						策、災害復	旧 則で定める額	
						等の支援で	<u></u>	
						って、市長	<u>ガゞ</u>	
						定める業務	<u>12</u>	
						従事した職	<u> </u>	
<u>(4)</u> の部~ <u>(6)</u> の部 (略)					( <u>5</u> )の部~( <u>7</u> )の部 (略)			

附則

## (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表(4)の部の規定は、令和6年1月1日から適用する。